

2018ふくやま 人権・平和フェスタ 「第70回人権週間記念の集い」

『平和で差別のない未来へ』～今、私たちができること PartⅢ～

日時

12月9日(日)
9:30～16:00

入場無料

場所 **福山市人権交流センター**
(福山市佐波町262-3)

入場無料・手話通訳・要約筆記・ワイヤレス補聴器あり

※駐車場は台数に限りがあるため、なるべく公共交通機関をご利用ください。



絵：福山市立神辺東中学校 諏澤 美結さん

毎年12月4日～10日の「人権週間」の期間中、市内各地でさまざまな人権啓発のためのイベントが行われています。人権交流センターでも毎年「ふくやま人権・平和フェスタ」を開催しています。

昨年度に続き、若者たちが未来に向けて希望を持つことができ、世代を越えてつながり合えるまちづくりをめざして、人権についての理解を深める機会としていただくため開催します。



2017ふくやま
人権・平和フェスタ
の様子



2018ふくやま 人権・平和フェスタ実行委員会の様子



ポスター選考の様子



当日の来場をお待ちしております！

☆コーナー満載！！

- ・ステージ発表
- ・フードコーナー
- ・VR体験コーナー
- ・ロビー展示
- ・バラ苗配布
- ・登録型本人通知制度仮受付コーナー など

詳しい内容は
こちら↓



実施期間	2018年度人権交流センターロビー展示
11月21日(水) ～ 12月26日(水)	<p align="center">「人権と平和にはせる私たちのメッセージ」</p> <p>人権と平和の確立をめざして活動している市内の団体を紹介します。</p>
2019年 1月10日(木) ～ 2月14日(木)	<p align="center">「アイヌ民族の歴史と文化」</p> <p>日本の先住民族であるアイヌ民族の歴史と文化、また現在おかれている状況を正しく知り、アイヌ民族への理解を深めるとともに、相互の文化を尊重する意義について考えます。</p>

「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されています。

どんな法律ができたのでしょうか

本市では、これまで同和問題の解決をめざして様々な取組を進めてきました。その結果、市民の理解は進んでいるものの、今なお差別が存在しています。

特に、情報化の進展に伴って、インターネット上に同和地区と称して地名を書き込むなどの悪質な行為も発生しています。こうした中、基本的人権の享有を保障する憲法の理念にのっとり、2016年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布、施行されました。

この法律は、部落差別は許されないとの認識のもとに、差別解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざしたものです。また、国及び地方公共団体は、差別を解消するために、相談体制の充実（第四条）、教育啓発の推進に努めること（第五条）、実態調査を行うこと（第六条）を定めています。

インターネット上の人権侵犯の現状


法務省が発表したインターネットを利用した人権侵犯事件は年々増加しており、2017年に救済手続をした件数は、過去最高の2,217件で、2008年の件数515件と比較すると約4.3倍に増加しています。

本市では、福山市人権施策基本方針に基づき、インターネット掲示板等の定期的な監視を実施しており、同和地区を特定するものや個人を誹謗・中傷する悪質な内容については、管理者などに削除要請をしています。

いまだに身元調査が・・・

また、近年では戸籍謄本や住民票の写しなどが大量に不正取得され、その情報が身元調査や高齢者への詐欺、ストーカー行為などに悪用される事件が発生しました。本市においても不正取得が確認されたことから、代理人や第三者に交付した場合に、本人にその事実を通知する「登録型本人通知制度」を実施しています。

この制度への登録により、不正取得の早期発見につながるとともに、登録者が増えることにより、不正取得を抑止する効果も期待されます。（2018年10月31日現在の登録者3,046人）

※ 登録方法については、[福山市 登録型本人通知制度](#)  で検索！

同和問題の解決に向けて

同和問題とは、特定の地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚や就職などにおいて差別や不利益を受け、基本的人権や人間としての尊厳が侵されているという重大な社会問題です。

今後とも、女性や子ども、高齢者や障がい者、外国人などにかかわる人権問題と併せて、その解決にむけた取組を積極的に進めていきます。一人ひとりが差別をなくすためにどう行動するかを考え、自分にできることから始めましょう。